

指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成28年10月28日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊佐 安史
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
瀧上工業（株）	愛知県半田市神明町1-1

2. 指名停止措置期間：

平成28年10月28日～平成29年3月27日（5ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

瀧上工業（株）の営業副本部長兼東京支店長らは、中部地方整備局三重河川国道事務所が平成28年8月22日に入札執行した「平成28年度23号田中川橋鋼上部工工事」の一般競争入札に関し、予定価格などを教えた見返りに飲食接待をしたなどとして、公契約関係競売入札妨害、贈賄等の容疑で逮捕・起訴された。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第2号ロ・第2第9号ロに該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の職員以外の関係省庁職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日 から 2ヵ月以上6ヵ月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合) 9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害競売入札妨 害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を堤 起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官	逮捕又は公訴を知った日 から 2ヵ月以上12ヵ月以内